

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」第4条の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者

法人名	医療法人 医清会
代表者	理事長 山本二平
所在地	岡山県岡山市南区泉田418番地の25
連絡先	電話 086-243-2011(代) FAX 086-243-2043

2 居宅介護支援提供を担当する事業所

(1) 事業所の名称等

事業所名	山本医院居宅介護支援センター
事業所番号	第 3370100459 号
所在地	岡山県岡山市南区泉田418番地の25
相談担当者	藤林 貴代美
連絡先	電話 086-243-7522 FAX 086-243-7000
事業実施地域	岡山市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	医療法人医清会が開設する、山本医院居宅介護支援センターが行う指定居宅介護支援事業は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営方針	介護支援専門員は利用者のおかれている環境や有する能力に基づき、できるだけ自立した日常生活を営むことができるよう配慮した支援を行います。 その際には公正中立の観点から複数の指定居宅サービス事業者等を紹介し、適切な保健医療サービス及び福祉サービス等の多様な事業者から総合的、且つ効果的にサービスが提供されるよう支援を行うとともに、利用者の意思及び人権を尊重することを常に念頭に置き、利用者の立場に立ち業務を行い、利用者には不利益が生じないよう留意することとします。

(3) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、祝日、8月13日～8月16日、12月30日～1月3日を除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
緊急時の連絡先	住所 岡山県岡山市南区泉田418番地の25 電話 086-243-7522

(4) 事業所の職員体制

管理者	藤林 貴代美
介護支援専門員	3名以上 (内管理者兼務 1名)

3 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容	1 居宅サービス計画の作成
	2 居宅サービス事業者との連絡調整
	3 サービス実施状況の把握
	4 利用者状況把握
	5 給付管理
	6 要介護、要支援認定申請に関する協力、援助
	7 相談業務
相談を受ける場所	山本医院居宅介護支援センター 相談室
使用する課題分析票の種類	独自の方式及び居宅サービス計画ガイドライン
居宅の訪問頻度	1回/月
利用料	要介護または要支援認定の場合は介護保険から全額給付され自己負担なし
その他の費用	実施地域以外の地域は実施地域外の区間の実費 自家用自動車使用の場合は1キロ当たり50円を実費として請求

要介護区分	居宅介護支援費 I			
取り扱い件数区分	要介護 1・2		要介護 3～5	
介護支援専門員1人あたりの 取り扱い件数が45件未満の場合	11,088円		14,406円	
介護支援専門員1人あたりの 取り扱い件数が60件未満の場合	5,554円		7,187円	
介護支援専門員1人あたりの 取り扱い件数が60件以上の場合	3,328円		4,308円	
初回加算	3,063円/月			
入院時情報連携加算 I	2,552円/月			
入院時情報連携加算 II	2,042円/月			
通院時情報連携加算	510円/月			
退院・退所加算	カンファレンス参加 無		カンファレンス参加 有	
	連携1回	4,594円	連携1回	6,126円
	連携2回	6,126円	連携2回	7,657円
	連携3回		連携3回	9,189円

4 秘密の保持と個人情報保護について

- * 事業者及び事業者の利用者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- * この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- * 事業者は、利用者及び利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いません。
- * 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- * 所属の介護支援専門員は定期的な研修を実施し個人情報保護を遵守します。

5 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。また利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待防止等のため次に掲げる措置を講じます。

- * 虐待防止に関し指針を策定し、委員会を定期的開催し従業者へ周知徹底します。
- * 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- * 成年後見制度の利用を支援します。
- * 虐待を発見した場合は速やかに関係各所への通報、相談を行います。
- * 虐待防止に関する責任者を選定します。 責任者：

7 成年後見人制度の活用について

適正な契約手続き等を行うため必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

8 業務継続計画の策定等について

- * 感染症や自然災害の発生時において居宅介護支援の提供を継続的に実施し早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- * 従業者に対し業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- * 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

9 公正中立の確保

提供される指定居宅サービスが不当に偏る事のないよう公正中立に行わなければならないことを踏まえ、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与それぞれが位置付けられた、居宅サービス計画について、同一の指定居宅介護事業所によって提供された割合につき別紙にて説明を行い理解を得るよう努めます。

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し利用者または利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

11 介護支援業務に関する相談、苦情について

提供したサービス等に関する契約者からの相談、苦情に対し窓口を設置し適切に対応します。

山本医院居宅介護支援センター 管理者：藤林 貴代美	所在地	岡山市南区泉田418番地の25
	電話番号	086-243-7522
	FAX番号	086-243-7000
	受付時間	午前8時30分～午後5時30分
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地	岡山市北区桑田町17番5号
	電話番号	086-223-8811
	FAX番号	086-223-9109
	受付時間	午前8時～午後5時
岡山市介護保険課	所在地	岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
	電話番号	086-803-1240
	FAX番号	086-803-1869
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
岡山市事業者指導課	所在地	岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階
	電話番号	086-212-1012
	FAX番号	086-221-3010
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	---

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業 者	所在地	岡山県岡山市南区泉田418番地の25
	法人名	医療法人 医清会
	代表者名	理事長 山本二平
	事業所名	山本医院居宅介護支援センター
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け同意しました。

利用者	氏名	
-----	----	--

利用者の家族	住所	
	氏名	続柄

代理人	利用者との関係	
	住所	
	氏名	